

沖縄県個人情報保護審査会答申第82号 概要

①件名	叔父（戦没者）に関する第6回特別弔慰金関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第708号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及びこれまでに一度も保管したことがないのか、再度確認、審査して貰いたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月19日（沖縄県諮問子第2号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第708号による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 国庫債券印鑑等届出書については、写しを取らず、関係機関を経由して日本銀行へ保存されるため、保有していない。</p> <p>イ 委任状については、通常、請求書と一緒に保存するが、本件では当初から請求書に添付されていないため、保有していない。</p> <p>ウ 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>エ 国債証券受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>オ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>しかしながら、本件処分において、委任状及び国債証券受領書に係る不存在の理由が記載されていないことは、不適切であった。</p> <p>(3) 付言</p> <p>本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。</p> <p>今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。</p> <p>また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないように、事務手続の見直しに努めるよう要望する。</p>